

「戸田マラソン in 彩湖 2025」 ホームページバナー広告協賛基準

1 目 的

この基準は、戸田マラソン in 彩湖 2025（以下「大会」という。）ホームページへのバナー広告協賛の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 掲載の範囲

掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 大会の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他広告として掲載することが妥当でないと戸田マラソン大会実行委員会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

3 掲載の位置

広告の掲載位置については、戸田マラソン大会実行委員会が指定した位置とする。

4 広告の内容及び広告主の責任

広告のデザイン及び内容は、大会のイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとし、その責任は広告主が負うものとする。

5 掲載期間

掲載料納付時から次回大会ホームページ開設時までとする。

6 募集期間

本基準の施行日から次回大会ホームページ開設時までとする。

7 掲載規格

掲載する広告はバナー広告とし、掲載規格は1枠につき、縦60ピクセル×横160ピクセル、24KB以内、GIF形式とする。

8 掲載料

掲載料は、1枠2万円とする。ただし、特別協賛企業等については無料とする。

9 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この基準は、令和7年6月13日から施行する。